

高齢者の認知機能低下に伴う 金融行動の変化と対応

超高齢社会を標榜する昨今、金融機関では顧客の加齢に伴う認知機能の低下に伴った金融行動の変化を察知し、これに適切に対応することが求められる。本稿では、顧客加齢に伴う認知機能等の変化や、適切な金融商品、サービスの傾向などについて解説した。

森 駿介

1 高齢者が直面する認知機能の低下リスク

2019年4月、東京・池袋で痛ましい交通事故が発生した。事故を起こした運転手は80歳代後半と高齢だったこともあり、高齢者の運転免許制度に関する議論も再燃した。死亡事故を起こした75歳以上の運転手のうち、認知機能の低下が指摘される割合は半数程度と高い水準だという調査もあり、今後の対応策が注目される場所である。

高齢社会における制度や社会のあり方の見直しは、高齢化のトップランナーを走る日本でも今後も重要課題だろう。これは金融業界も例外ではなく、認知症の高齢者の資産管理や金融詐欺への対応など関心は高まっている。金融庁も「高齢社会における金融のあり方」について議論を進めているところだ。もちろん、金融機関としても、高齢顧客の

ための金融サービスのあり方を検討する意義は大きい。

(1) 加齢に伴う認知機能の低下

そもそも、加齢と認知機能にはどのような関係があるのか。加齢現象を研究する老年学によれば、加齢とともに計算能力や問題解決能力などは低下する傾向にある一方、蓄積した学習や経験を活かす能力や対人調整能力などは上昇する傾向にある。これらの能力を総合した認知機能は、中高年期に最も高まるが、それ以降は低下する傾向にある。

加齢による認知機能や資産管理能力の低下をさらに加速させる要因として注目されているのが認知症である。また、「認知症の一步手前」の状態である軽度認知障害(MCI)も資産管理能力に影響を与える。MCIは、記憶障害が生じるなど加齢による影響以上

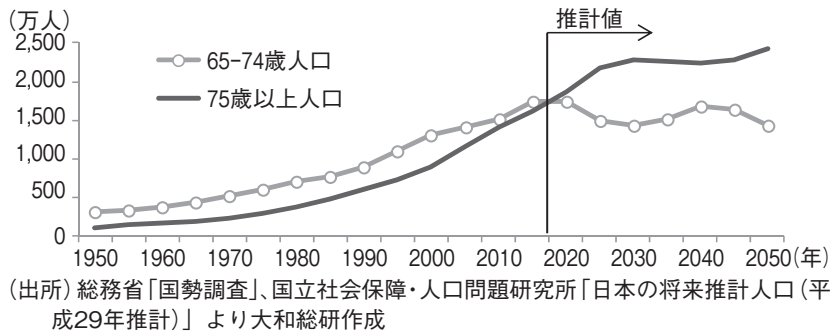
に認知能力の低下が見られるものの、日常生活への支障はそこまで大きくなく認知症とまでは言えない状態である。

(2) これからの高齢化は今までと違う

認知症の有病者の人口に占める割合(有病率)については、75歳を過ぎると急速に高まることが知られている。朝田隆・筑波大学名誉教授らの推計によれば、75歳未満の認知症有病率は5%に満たない水準である一方、75歳以降の有病率は75〜79歳で14%、80〜84歳で22%、85〜89歳で41%と加齢とともに急上昇するとみられている(注1)。

次に、高齢化の推移を見ると、戦後の日本においては、65〜74歳人口・75歳以上人口がともに増加を続けてきた(図表1参照)。しかし、これからの高齢化は以下の2点において異なる特徴を持つ。第

図表1 高齢者人口の推移と将来推計



一に、75歳以上人口が65〜74歳人口を初めて上回ると推計されている(注2)。第二に、65〜74歳人口は2020年をピークに減少基調となると見込まれている。つまり、これか

らは単純に高齢化率が高まるだけでなく、「高齢者の高齢化」が進んでいくことになる。年齢階層別の認知症の有病率と合わせて考えると、「高齢者の高齢化」が進む中で、認知機能の低下する高齢者が増加することは想像に難くないだろう。実際、認知症の有病率の将来推計を行った二宮利治・九州大学教授らの研究では、65歳以上の有病率の推計値は2015年時点で16%であるが、2035年には24%前後まで上昇する可能性が指摘されている(注3)。金融業界も含め、高齢顧客の認知機能の低下により生じる問題への対応を行う重要性がさらに高まることが予想される。

認知機能の低下は高齢者やその家族にどのような影響をもたらすのだろうか。まず、認知症やMCIのような状態になると、日常的な決済等が困難になる。例えば、パスワードをすぐに見かけたり、通帳を頻繁に紛失する高齢顧客を銀行窓口で見かけるケースは少なくなっていく。お金の計算が難しくなり、小銭があっても常にお札で払ってしまう傾向もある。また、認知症になると、家族や親族であっても、その高齢者名義の預貯金を引き出したりが、株式等や不動産を処分することが難しくなる。事前の相続対策なども困難になるだろう。

さらに、認知科学や老年学と金融研究とを組み合わせた研究領域である「金融ジェロントロジー」が高齢社会の金融を語る上で、キーワードになってきており、様々なことが分かってきている。例えば、認知機能が低下すると、金融リテラシーの水準や自身の金融知識に対する自信は低下するが、自身の資産管理能力に対する自信は低下しない傾向があることが分かっている。このような傾向が金融詐欺の背景となつていると思われる。また、資産運用の面では、認知機能が低い投資家ほど、認知機能が高い投資家に比べて運用成績が低くなる傾向があり、保有資産の規模が大きくなるほど、両者の運用成績の格差が拡大することも分かっている。

の第一発見者となる可能性が小さくないためである。早期発見は、認知症や認知機能の低下の症状緩和や抑制に有効と言われており、金融機関にとっても窓口対応負担の軽減に繋がりをうる。

高齢顧客についての理解を踏まえるための方法として、外部の研修の受講が挙げられる。例えば、厚生労働省は認知症施策の一環として、「認知症サポーター養成講座」の提供を行っている。この講座は、認知症に関する正しい知識と理解を身に付けることを目的に各地域で実施されており、積極的に行員に受講させる地域金融機関も少なくない。類似の取り組みとして、2019年4月に新たに設立された日本金融ジェロントロジー協会（慶應義塾大学と金融機関2社の共同設立）では、金融機関担当者に向けた研修の実施を予定している。

次に、認知機能の低下した高齢者を支えるため、地域や家族との連携を進めておく意義は小さくない。例えば、広島銀行・中国銀行では、支援を必要とする高齢者を窓口等で把握し、自治体や地域包括支援センターに情報提供する取り組みを進めている。また、米国の例だが、証券業界の自主規制機関の会員である金融機関は、高齢顧客の口座について、信頼できる連絡先の名前やその他情報を入力するための合理的な努力が求められることとなった。高齢顧客の認知機能の低下が疑われる場合には、その旨を信頼できる連絡先に伝達することが可能になっており、家族等との関係構築が進められている。

(3) 認知機能低下に対応した金融商品・サービス

認知機能低下に対応する商品・サービスは少なくない(図

表2参照)。例えば、パスワードを頻繁に忘れてしまう高齢顧客のために、生体認証機能を有したATMの利用を促進することが挙げられる。また、お金の計算に難しさを感じる高齢者向けにはキャッシュレス決済を推進することも挙げられるかもしれない。

特に、家族や親族へ決済履歴を自動配信するデビットカードを提供する地域金融機関もいくつかあり、決済の容易化のみならず見守りニーズに応え得るサービスも出てきている。

高齢者の資産管理の手段として、まずは認知機能が低下する前に取引関係の整理・簡略化が挙げられる。例えば、普段利用していない銀行口座等の解約を促すことで、認知機能低下後に高齢者の資産の把握が困難になることを防ぐだけでなく、金融機関としても高齢顧客の資産の正確な把握を通じた提案ができるようになるだろう。また、判断能力の低下した高齢顧客の保護を目的に成年後見制度の利用を促進することは有用だろう。京都銀行のように、地域の専門家と連携し、成年後見制度の取次サービスを提供する例もある。さらに、成年後見制度を補完するサービスとして後見制度支援信託や後見制度支援預金を提供する金融機関も増えてきている。

資産運用の面でも、やはり認知機能が低下する前の対応が肝要であり、運用や取り崩しの方針の決定を補助する役割が金融機関には求められるだろう。商品としては、認知機能の低下リスクに直面する高齢者から運用の意思決定を金融機関に一任するラップ口座等の活用が挙げられる。大手証券会社では、預かり資産から指定した人に対して生前贈与できる仕組みや信託の機

能を組み込んだラップ口座も提供されており、高齢顧客のニーズに則したのもも登場している。

そもその認知機能の低下を予防する機能を付与した認

知症保険も存在する。例えば、SOMPOホールディングスグループは研究機関や非金融業と連携し、認知機能チェックツールの開発・提供や運動生活習慣のサポートプログラム

図表2 認知機能低下に対応する金融商品・サービス例

高齢者やその家族が直面しうるリスク	金融商品・サービス例
日常の決済等が困難化するリスク (パスワードを忘れる、お金の計算が難しくなる等)	音声・生体認証機能を有したATMの利用促進 親族へ利用履歴を自動配信するデビットカード等の利用
計画的な資産管理が困難になるリスク	取引関係の整理・簡略化、適切な限度額の設定 後見制度支援信託・後見制度支援預金の利用
金融詐欺に遭いやすくなるリスク	成年後見制度、任意後見契約、家族信託等の利用 親族へ利用履歴を自動配信するデビットカード等の利用
家族等が認知症の高齢者名義の預貯金や不動産等の管理・処分が困難になるリスク	成年後見制度、任意後見契約、家族信託等の利用 家族を受託者として資産管理を委託する民事信託サポート
認知症になると、円滑な資産の移転が困難になるリスク	事前の遺産相続方針等の決定 遺言信託、遺言代用信託等の利用
適切なアセットアロケーションができないこと等により、運用成績が低下するリスク	事前の資産運用・取り崩し方針の決定 取り崩しや相続・贈与の機能が付与されたラップ口座
認知機能の低下の発見が遅れるリスク 認知症に伴い、費用が発生するリスク	見守りサービス、地域や家族との連携 認知症保険

(出所) 小林章子・森駿介(2019)「高齢者起点の資産管理・運用を探る」『大和総研調査季報』2019年新春号 (Vol.33)、各種資料より大和総研作成

ム等の認知機能低下の予防サービスを認知症保険の付帯サービスとして提供している。

3 現在進行形で対応策の検討が続く

ここまで見てきたように、認知機能の低下に対応した金融商品・サービスは多様であるものの、金融機関がこれらの商品・サービスの全てを自前で提供することは困難だろう。それぞれの金融機関の高齢顧客の特性やニーズに合わせ、包括的な金融商品・サービスを他の業態や地域、外部の専門家と連携しながら提供することが必要となってくるだろう。

また、金融庁も市場ワーキング・グループの議論を通じて、顧客側・金融サービス提供者側双方が、高齢社会において資産の形成・管理に対して持つべき心構えをまとめた文書を公表する予定である。

現在進行形で続いている対応策の検討の動向も見極めつつ、高齢顧客のニーズに則した金融商品・サービスの対応が望まれる。

※ ※ ※

(注1) 朝田隆他(2013)「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」、厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業

(注2) 総務省「人口推計」(各年10月1日現在)によれば、2018年に初めて75歳以上人口が65〜74歳人口を上回った。(注3) 二宮利治他(2015)

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」、厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業

(株式会社大和総研 金融調査部 研究員)